

サービス体系別加算に係る説明会（生活介護）

この説明資料は、「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成十八年九月二十九日厚生労働省令第百七十一号）等を基に作成し、加算等の主な要件を記載していますが、すべてを網羅しておりませんので、詳しくは別途法令等を確認ください。

0．共通事項

加算等報酬に関する届出の時期

原則 毎月15日以前に届出 翌月から算定

毎月16日以降に届出 翌々月から算定

原則外 減算あるいは加算要件を満たさなくなった場合は届出の時期にかかわらず、該当月から変更して算定

行政機関側（国・県）の事情等により届出ができない場合は遡って適用することがある

例 通所のみ生活介護事業所における人員配置体制加算（ ）または（ ）については、4月以降でない「区分6等の人の割合」が算定できないことから、人員配置要件を満たしていれば、4月15日までに届出をすることにより、4月分から加算適用とする。

多機能型事業所の定員規模

例 生活介護10名、就労継続支援B型20名の多機能型事業所の場合
定員規模 21名以上40名以下

1．本体報酬

事業所を運営するために基本的に必要な経費に対する報酬。

要件：前年度の平均障害程度区分および平均利用者数に応じ、必要な人員を配置。（p10 参照 参考）

平均障害程度区分	人員配置 (利用者：従業者)	従業者の対象職種
4未満	6：1	看護職員、生活支援員
4以上5未満	5：1	
5以上	3：1	

新規事業所、障害者共同作業所から新体系に移行した事業所については、平均障害程度区分は見込みとし、平均利用者数は定員の9割とする。

人員配置基準を満たさない場合は、「職員欠如の減算」となる。

3月間の平均利用者数が定員の125%を超えた場合は、「定員超過の減算」となる。（p10 参照 参考）

1日の利用者数が定員の150%を超えた場合は、「定員超過の減算」となる。（当該日のみ）

対象：利用者全員（支給決定が必要）

変更：定員変更等がない限り原則1年間は変更不可

確認：平均障害程度区分「J」欄により、生活支援員等の人員配置「C」欄が基準値以下（p8, 9 参照）

2. 人員配置体制加算

指定基準（参照：1. 本体報酬）以上の人員体制でサービス提供を行うことに対する加算。

要件：前年度の平均利用者数に応じ、必要な人員を配置。（新規事業所等については、本体報酬に同じ。）

ただし、通所系の生活介護事業所においては、加算の一部において平均障害程度区分6，5または行動関連項目15点以上の人の割合が一定以上ないと対象外となる。（p11参照 参考）

	人員配置 (利用者：従業者)	従業者の対象職種	区分6等の人の 割合(通所のみ)
人員配置体制加算()	1.7:1	看護職員、生活支援員	60%以上
人員配置体制加算()	2:1		50%以上
人員配置体制加算()	2.5:1		要件なし

対象：利用者全員

変更：区分6等の人の割合は前年度実績であるため1年間変わることがないが、

職員を新規採用する等で新たに加算の対象となる場合は、届出の原則に応じて変更可能。

職員の退職等により加算対象でなくなった場合は、人員補充がなされなければ届出の有無にかかわらず、退職の翌月から加算の対象外となる。

確認：区分6等の人の割合「I」欄に応じ、生活支援員等の人員配置「C」欄が基準値以下

3. 福祉専門職員配置等加算

福祉専門職員を配置し、サービス提供を行うことに対する加算。

要件：配置した人員のうち、有資格者（社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士）常勤者、勤続3年以上の者が一定割合以上いる。（p11参照 参考）

	要件		対象職種
福祉専門職員配置等加算()	常勤者のうち有資格者の常勤換算 ÷ 常勤者の常勤換算	25%以上	生活支援員
福祉専門職員配置等加算()	常勤者の常勤換算 ÷ 従業者の常勤換算	75%以上	
	常勤者のうち勤続3年以上の者の常勤換算 ÷ 常勤者の常勤換算	30%以上	

福祉専門職員配置等加算()を算定する場合は、福祉専門職員配置等加算()は算定できない。

福祉専門職員配置等加算()については、2つの要件のうちいずれかを満たせば算定できる。

多機能型事業所の場合

基本は、サービスごとに上記の要件を満たすこと。

ただし、あるサービス（例 生活介護）では要件を満たしているが、別のサービス（例 就労継続支援B型）では要件を満たしていない場合で、事業所全体で要件を満たしている時は、事業所全体を加算の対象とする。

また、あるサービス（例 生活介護）では要件を満たしているが、別のサービス（例 就労継続支援B型）では要件を満たしていない場合で、事業所全体で要件を満たしていない時は、要件を満たしているサービス（例 生活介護）のみ加算の対象とする。

従たる事業所がある場合

基本は、それぞれの事業所ごとに上記の要件を満たすこと。

ただし、ある事業所（例 主たる事業所）では要件を満たしているが、別の事業所（例 従たる事業所）では要件を満たしていない場合で、事業所全体で要件を満たしている時は、事業所全体を加算対象とする。

また、ある事業所（例 主たる事業所）では要件を満たしているが、別の事業所（例 従たる事業所）では要件を満たしていない場合で、事業所全体で要件を満たしていない時は、加算対象としない。

対象：利用者全員

変更：職員を新規採用する等で新たに加算の対象となる場合は、届出の原則に応じて変更可能。

職員の退職等により加算対象でなくなった場合は、人員補充がなされなければ届出の有無にかかわらず、退職の翌月から加算の対象外となる。

確認：「E～G」欄が一定割合以上

4．視覚・聴覚言語障害者支援体制加算

視覚・聴覚言語障害者が30%以上いる事業所において、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者を配置することに対する加算。

要件：対象となる視覚・聴覚言語障害者の割合が前月の実利用者数の30%以上。（p12 参照 参考）

	身体障害者手帳	その他
視覚障害者	1級または2級	日常生活におけるコミュニケーションや移動等に支障があると認められる者
聴覚障害者	2級	
言語障害者	3級	

「重度の視覚障害、聴覚障害、言語機能障害又は知的障害のうち2以上の障害を有する利用者」については、当該利用者1人で2人分の視覚障害者等として数えて算定要件（全利用者の30%が視覚障害者等）に該当するか否かを計算する。この場合の「知的障害」は「重度」の知的障害である必要はない。

前年度の平均利用者数に応じ、本体報酬で配置した人員に加え、さらに（前年度の平均利用者数）×1/50人以上の人員を配置。（p12 参照 参考）

視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者を配置。

	専門性を有する者
視覚障害者	点字指導員、点訳者、歩行支援員等
聴覚障害者 言語障害者	手話通訳者等

多機能型事業所の場合

多機能型事業所において実施される複数の障害福祉サービスの利用者全体のうち、視覚障害者等が30%以上であり、当該多機能型事業所等の（前年度の平均利用者数）×1/50人以上の人員を配置していること。

対象：利用者全員

変更：前月に要件を満たせば、当該月15日までに届出することにより、当該月から加算適用とする。
前月に要件を満たさなくなれば、届出の有無にかかわらず当該月から加算の対象外とする。

確認：対象の有無 （対象者数）÷（実利用者数「H」欄）×100 30%

要件の有無 （基準上の必要職員数「B」欄）+（前年度の平均利用者数「A」欄）×1/50
（生活支援員等の総数「D」欄）

5. 初期加算

サービスの利用の初期段階においては、利用者の居宅を訪問し、生活状況の把握等を行うなど、特にアセスメント等に手間を要することに対する加算。

要件：初めて当該事業所でサービスの利用開始した日から30日間の利用日。

なお、この場合の「30日間」とは、暦日で30日間をいうものであり、加算の算定対象となるのは、30日間のうち、利用者が実際に利用した日数となる。

月日	利用実績	月日	利用実績	月日	利用実績
4 / 1	出(初日)	4 / 1 1	出(初日)	5 / 1	出(初日)
2	休	1 2	休	2	休
3	出	1 3	出	3	休
2 9	出	2 9	休	3 0	出
3 0	出	3 0	休	3 1	出
		5 / 1	出		
		5 / 1 0	出		
		1 1	出		
請求日数	4日	請求日数	4日	請求日数	2日
対象期間	4/1～4/30	対象期間	4/11～5/10	対象期間	5/1～5/30

対象：新たにサービスの利用を開始した者のみ

6．訪問支援特別加算

利用者の利用がなかった場合に、あらかじめ利用者の同意を得て、当該利用者の居宅を訪問して当該事業所におけるサービス等の利用に係る相談援助等を行うことに対する加算。

要件：サービス提供に関する記録をしている。

(1)	所要時間 1 時間未満
(2)	所要時間 1 時間以上

個別支援計画等に基づき実施している。

連続して 5 日間以上サービスの利用がない。

1 月に 2 回を限度としている。

対象：訪問支援を行った利用者

7．欠席時対応加算

利用者が利用を予定していた日に急病等によりその利用を中止した場合に、連絡調整・相談援助等を行うことに対する加算。

要件：欠席に関する記録をしている。

欠席連絡のあった日

連絡してきた相手

連絡を受けた対応者

欠席の理由

当日の利用者の状況

次回の利用日 等

2 営業日前までの間に利用中止の連絡があった。

例 1 日に 1 週間休むと連絡があった場合

当日 (1 日) と 2 日、3 日は算定可能。

4 日以降は算定できない。

1 月に 4 回を限度としている。

対象：利用を中止した利用者

8. リハビリテーション加算

リハビリテーションが必要な利用者に対し、そのサービス提供を行うことに対する加算。

要件：リハビリテーション実施計画原案を作成している。

リハビリテーション実施計画原案作成手順	担当等
リハビリテーションマネジメントに関する手順の作成	管理者
医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士その他の職種の者（以下「関連スタッフ」という。）が協働で行える体制の確保	管理者
主治医からの情報収集（リハビリテーションマネジメント通知（以下「通知」という。）別紙1, 2）	関連スタッフ
アセスメントとそれに基づく評価	関連スタッフごと
多職種協働でサービス開始時カンファレンス開催	サービス管理職
リハビリテーション実施計画原案の作成と利用者またはその家族等に対する説明・同意	サービス管理職

リハビリテーション実施計画書を作成し、定期的な記録・評価および必要に応じた見直しを行っている。

リハビリテーション実施手順	担当等
アセスメント・評価の実施（通知別紙3）	関連スタッフごと サービス管理職
リハビリテーションカンファレンスの実施 ・利用者やその家族の参加	関連スタッフ
リハビリテーション実施計画書作成（通知別紙4） ・個別支援計画の整合性	サービス管理職
利用者または家族等への説明と同意 リハビリテーション実施計画書写しの交付	サービス管理職
リハビリテーションの提供 日常生活の生活行為への働きかけ ～ をサービス開始後2週間以内 その後、概ね3ヶ月毎に～を繰り返す	関連スタッフ

サービス終了時に情報提供を行っている。

サービス終了時の手順	担当等
サービス終了前リハビリテーションカンファレンスの実施 ・担当の相談支援事業者や障害福祉サービス事業所等のサービス管理責任者等の参加	サービス管理職
相談支援事業者や主治医に対しリハビリテーションに必要な情報提供（通知別紙1, 2）	サービス管理職

対象：リハビリテーション実施計画を作成されている利用者【利用日全て】

9. 利用者負担上限額管理加算

利用者の負担上限額の管理を行うことに対する加算。

要件：当該事業所以外に他の事業所を利用している。

上限額管理 事業所利用	他 の 事業所利用	利 用 額	加算算定 の 可 否
あり	あり	関係なし	可
あり	なし		否
なし	あり		可
なし	なし		否

対象：上限額管理をした利用者（支給決定が必要）

10. 食事提供体制加算

利用者に食事を提供する体制を整えることに対する加算。

要件：（施設内で調理する場合）

食事提供できる設備を整えている。

食事提供できる人員配置をしている。

直営 調理員配置 2時間/日程度

生活支援員等との兼務は可だが、常勤換算でしっかりと分けて考える。

委託 当該事業所の責任者配置

（施設外で調理する場合）

クックチル、クックフリーズもしくは真空調理により、調理を行う過程において急速冷却もしくは冷凍したものを再加熱して提供またはクックサーブにより提供している。

運搬手段等について衛生上適切な処置をとっている。

対象：食事提供した利用者（支給決定が必要）

視覚・聴覚言語障害者支援体制加算の対象となる視覚・聴覚言語障害者の割合確認

対象となる視覚・聴覚言語障害者が『平均障害程度区分等算出シート』に記載された前月実利用者数の30%以上か確認する。

$$(前月実利用者数) \times 0.3 \quad (\text{対象となる視覚障害者等})$$

平均障害程度区分等算出シート
平成21年2月の状況

障害種別	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	計
視覚障害者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
聴覚障害者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
言語障害者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

平均利用者数
19.9

3月の状況

平均利用者数	19.9
区分5・6および行動関連項目15点以上の割合	50%
平均障害程度区分	4.4
実利用者数	23
利用率	99.5%

最近の身体障害者手帳は、障害の種別ごとに等級が示されているが、古い手帳は県・市町に確認しないとわからない。

視覚・聴覚言語障害者支援体制加算の人員配置確認

『従業者の勤務の体制及び形態一覧表』に記載された数値から下記の計算式が成立するか確認する。

前年度の平均利用者数	15.7	人員配置区分	5 : 1	基準上の必要職員数	3.14
------------	------	--------	-------	-----------	------

$$(前年度の平均利用者 \div 50) + (\text{基準上の必要職員数}) \quad (\text{生活支援員等の総数})$$

従業者の勤務の体制及び形態一覧表

職種	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	計
生活支援員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
地域移行支援員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
職業指導員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
就労支援員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

常勤者の1日の勤務時間数 8時間
常勤者の週的生活支援員等の総数(常勤換算) 4.52人
A 生活支援員・地域移行支援員・職業指導員・就労支援員(常勤)